

佐世保市空き家等改修事業補助金のご案内

中古不動産物件等を改修して佐世保市に移住定住される方を支援します！

移住を機に中古不動産住宅を購入しようと思うけど、生活をはじめにはいろいろと修繕が必要だね！

そのような時には、空き家等補助金を検討してみよう！



事業の目的

佐世保市への移住定住を促進することを目的として、購入した中古不動産物件や実家を改修して佐世保市に移住・定住しようとする方が行う改修事業に対し、補助金を交付します。

補助額

改修経費の50%以内で、以下のように上限額が定められています。但し、予算の範囲内とします。

助成額 県外から佐世保市への移住者 30万円

子育て世帯 50万円

※ 子育て世帯とは中学生以下の子供のいる世帯

離島への移住者 50万円

子育て世帯 70万円

補助対象者

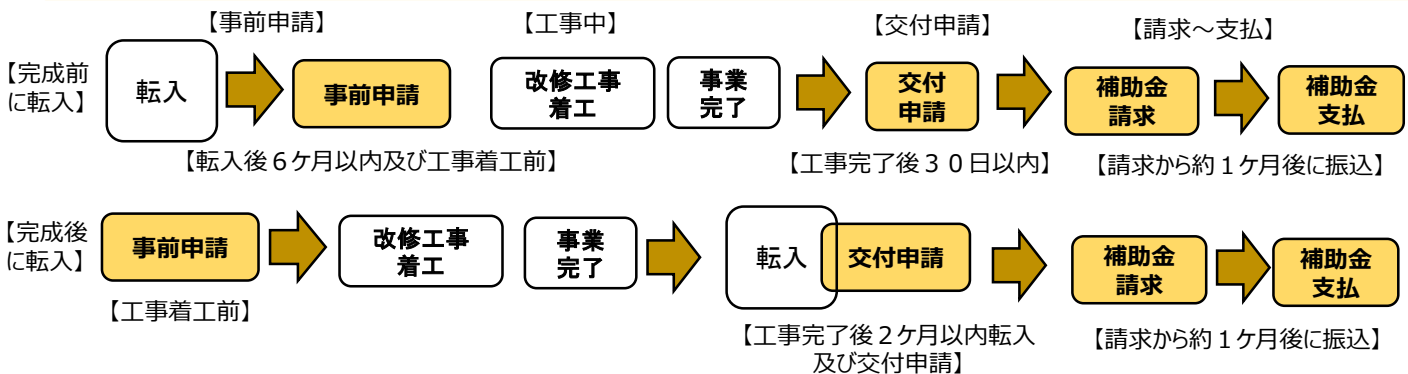
補助金の交付対象者は、県外移住者で、自ら居住する目的で、佐世保市内の不動産物件を購入し、又は実家を増改築・改修する方で、以下のいずれにも該当する方

- ①市町村税の滞納がない方
- ②空き家等の所有者と3親等以内の親族関係にない方
- ③暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ④補助事業完了後、5年間当該住宅に定住する方
- ⑤補助事業完了後、その属する世帯が町内会に加入する方
- ⑥世帯主、若しくは世帯主の配偶者が公務員でないこと
(一時的に別世帯の場合も含む)

補助対象となる経費

- 物件の内装、屋根、外壁等の改修工事若しくは風呂、トイレ、台所等の生活するために必要な改修工事に要する費用
- ※外構工事や容易に取り外しができる照明器具等、居住用以外の部分の改修費用、自ら購入した原材料費等は対象外
- 補助対象経費の合計が10万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）であること
- 改修工事は、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工するものに限る（その他要件があります）

申請から補助金支払までの流れ



※ 不明な点、詳細の確認については以下の【お問い合わせ】にご連絡ください。

【お問い合わせ】

佐世保市 企画部 西九州させば移住サポートプラザ
 TEL : 0956-25-9251 FAX : 0956-25-3311
 E-Mail : uji-turn@city.sasebo.lg.jp

